

平成30年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

指摘内容	講じた措置
<p><b>一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取二十世紀梨記念館</b>（所管課：農林水産部農業振興戦略監生産振興課）</p> <p>○ 平成28年度の未収金について、当該年度中に収納しているにもかかわらず、未収金として決算し、そのまま訂正処理していないものがあった。また、調定を行っていない売上金があった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要説明：平成28年度の収納の仕訳において、当該未収金の収納について未収金の収入として処理すべきところを売店売上として処理したため、経理上未収金が残し、そのまま決算していたが、その後も未収金の内容を確認しなかったため、平成30年度決算でも未収金としたままであった。また、旅行代理店等が作成した旅行商品の利用による入館料相当の収入について、商品内容に基づいて調定すべきところを見落としていたものがあった。</li> <li>・不適正の原因：団体の担当者及び上司の確認不足</li> </ul> </div>	<p>未収金の入金に係る処理及び旅行会社利用の入館料相当の収入調定について、担当者及び上司によるチェックが十分に行われていなかったことが原因である。</p> <p>令和2年1月23日に今回の指摘内容を法人内で周知するとともに、規程等に基づいて適切に処理することを周知徹底されている。また、同日、理事長、本部長が来庁され、対策内容について報告があり、その徹底を要請した。</p>
<p><b>一般財団法人鳥取県観光事業団 本部</b>（所管課：観光交流局観光戦略課）</p> <p>○ 職員の通勤手当について、支給根拠のない加算額を支給していた。また、食糧費について、支出基準に適合しない支出をしているものがあった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要説明：各指定管理施設に勤務する職員の駐車場使用料金は、団体が負担しているが、団体本部に勤務する職員は、個人で駐車場を借りて駐車場代を自ら負担している。団体の職員の手当支給は県の職員の給与に関する条例に準ずることとしており、自動車を利用して通勤する職員について通勤手当として通勤距離に基づくもの以外に駐車場代を支給する規定はないが、勤務場所による不平等を解消する目的で、本部に勤務する職員のうち通勤のために駐車場を借りている職員5名に対して毎月3,000円を支払っていた。</li> <li>また、食糧費の適正な執行のために団体が定めた基準では職員だけの懇談会は想定していないが、館長職の職員が退職するに当た</li> </ul> </div>	<p>経費支出にあたり、支出基準や支出根拠に適合しているか担当者及び上司によるチェックが十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>令和2年1月23日に今回の指摘内容を法人内で周知するとともに支出事務に関しては、規定等に基づき適切に行うことを改めて周知徹底した。</p> <p>なお、通勤手当は、令和元年6月1日より本部職員用駐車場を法人契約にすることで加算額を廃止した。</p>

指摘内容	講じた措置
<p>って退職者と本部職員で行った昼食会の経費を食糧費で支出していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適正の原因：団体の担当者及び上司の給与規程等に対する認識不足</li> </ul>	
<p><b>一般財団法人鳥取県観光事業団 とっとり花回廊</b> (所管課：農林水産部農業振興戦略監生産振興課)</p> <p>○ とっとり花回廊植栽管理業務に係る委託契約について、見積書の徴取前に作成すべき予定価格調書を見積書受領後に作成していた。</p> <p>・概要説明：見積書を徴する前に予定価格を決定すべきところ、相手方から見積書が提出されてから契約伺を起案し、予定価格の決定（予定価格調書の作成）と契約伺の決裁を同時に行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適正の原因：団体の担当者及び上司の進行管理不足</li> </ul>	<p>担当者及び上司による規程の認識不足による。</p> <p>令和2年1月23日に今回の指摘内容を法人内で周知するとともに、規程等に基づいて適切に処理することを周知徹底されている。また、同日、理事長、本部長が来庁され、対策内容について報告があり、その徹底を要請した。</p>
<p><b>一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会</b> (所管課：農林水産部農業振興戦略監生産振興課)</p> <p>○ 貸借対照表の作成について、会計処理規程に定められていない勘定科目を使用しており、また、財産目録について、誤った様式で作成していた。</p> <p>勘定科目の不適正については平成25年度及び28年度に実施した監査で注意し、財産目録の不適正については平成28年度に実施した監査で注意していたが、いずれも改善していなかった。</p> <p>・概要説明：団体は平成20年度公益法人会計基準に沿って会計処理を行っているが、<b>財産目録は平成20年度基準ではなく平成16年度基準の様式により作成していた。</b></p> <p>以前の監査での注意に対して、団体は<b>規程を見直す等の対応方針を考えていたが、対応をしていなかった。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適正の原因：団体の担当者及び上司の会計処理規程等に対する認識不足</li> </ul>	<p>担当者及び上司による規程及び基準の認識不足による。</p> <p>指摘内容について、公益法人会計基準の運用指針等に沿った措置を行うよう指導し、団体から、令和2年1月29日に鳥取県知事へ届出がなされ、会計処理規程を一部変更し、貸借対照表で使用する勘定科目を修正した。また、財産目録を平成20年度公益法人会計基準に沿った様式に変更した。</p>

## 2 監査意見

意見内容	講じた措置
<p><b>1 一般財団法人鳥取県観光事業団の指定管理施設の広報及び施設の運営について</b></p> <p>総務部（所管課：財政課）、交流人口拡大本部、子育て・人財局、生活環境部、農林水産部（所管課：観光交流局観光戦略課、子育て王国課、緑豊かな自然課、農業振興戦略監生産振興課）</p>	<p>【観光戦略課】</p> <p>指定管理施設の管理に必要な修繕等が行われていないため、指定管理契約に基づき観光事業団が行う小修繕以外の経費については、施設の利活用の観点から計画的な修繕が図られる</p>

意見内容	講じた措置
<p>・ <b>監査対象：一般財団法人鳥取県観光事業団</b>  （指定管理：夢みなとタワー、鳥取砂丘こどもの国、氷ノ山自然ふれあい館、中国庭園燕趙園、とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館）</p> <p>一般財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）は、さまざまな県立施設の管理運営を一元的に行っており、観光の側面から地域の振興に寄与している。それら施設全体における来客数は近年120万人程度で推移し、更に今年度からはとっとり賀露かっこ館の管理運営を開始するなど今後の発展が期待される。</p> <p>中国庭園燕趙園（以下「燕趙園」という。）は中部エリアを代表する東郷池周辺のウォーキングコース上に位置しているほか、氷ノ山自然ふれあい館（以下「自然ふれあい館」という。）は、国道482号の兵庫県側の改良や、つく米バイパスの開通により、若桜町の施設である高原の宿氷太くんとともに、利便性が格段に向上している。また、夢みなとタワーは、隣接する境夢みなとターミナルが今春供用を開始し、海外からの多くの観光客が来訪することになるほか、鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）では、建設が予定されている県立美術館との相乗効果が見込まれるなど、これらの施設では新たな観点から利用者の掘り起こしが期待される。</p> <p>今回の監査の結果、自然ふれあい館では、開館当時に制作した映像の上映について、館内の誘導案内や外部へのPRも十分になされているとはいえない状況であった。また、燕趙園では、観光事業団が企画した中国雑技ショーが毎日公演されており、パンフレットなどでPRがなされているものの、県内外に対し、今以上にPRに取り組む余地があるように思われる。</p> <p>さらに、各施設とも開設から相当の年数が経過しており、自然ふれあい館や二十世紀梨記念館では一部の展示設備が故障したままである。また、燕趙園では鳥取県中部地震で影響を受けた展望台において、応急措置として柱と柱との間の一部を壁構造で補強しているために開園当時のその場からの眺望が狭められており、鳥取砂丘こどもの国ではバードケージ跡地が立入禁止のまま9年が経過している状況であった。</p> <p><b>については、施設開設時から周辺環境も刻々変化してきていることから、県は、観光事業団と連携を十分図りながら、広く県内外に向けたPRが十分か検証を行うとともに、中長期的な視点から指</b></p>	<p>よう、県の各所管課において予算措置を検討していく。</p> <p>・ 鳥取県観光事業団  各施設の館内設備やイベント等に関する情報を積極的に情報発信し、更なる観光誘客を図っていく。</p> <p>【子育て王国課】  こどもの国バードケージについては、劣化が進み、安全性・眺望の面での問題が指摘されているところ。  撤去については、令和3年度当初予算で検討することとしている。</p> <p>【緑豊かな自然課】  各施設とも開館から約20年が経過しており、随時、修繕等を行っているが、経年による故障や劣化が散見される状況。  また、指定管理者の意見も踏まえて、各施設のPRや催事の周知について関係機関等との連携も図りながら進めてきたところだが、更なる工夫を求められたもの。</p> <p>・ 氷ノ山自然ふれあい館  平成25年から27年にかけて大幅な展示リニューアル工事を実施した（事業費：115,031千円）。しかし、予算の関係から平成27年時点で故障していないものについては現状維持としており、その措置をとったものが現在次々と故障しているため、毎年優先順位の高いものから順次対応している（令和元年度実績：イーグルススカシアタープロジェクター交換工事）。</p> <p>・ 燕趙園  令和2年度に指定管理者が予定している中国文化に関する新たな催事について、効果的な実施等について事前に県と協議をしながら進めている。</p> <p>【生産振興課】  とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館は、開館から約20年が経過し、施設・展示の老朽化等の様々な課題が顕在化しており、今後に向け、施設の魅力向上を図る必要がある。  鳥取二十世紀梨記念館については、毎年入館者数が増加している状況にあるが、とっとり花回廊は減少傾向であり、引き続き、観光事業団と連携を図りながら、指定管理施設の利活用の促進等に取り組む必要があると認識している。  令和2年度当初予算において、とっとり花回</p>

意見内容	講じた措置
<p><b>定管理施設の利活用促進に向けて取り組まれたい。</b></p>	<p>廊、鳥取二十世紀梨記念館の魅力向上に向けた事業が認められたところであり、観光事業団と連携を図りながら、広く県内外に向けたPRを行うとともに、中長期的な視点から指定管理施設の利活用促進に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とっとり花回廊魅力向上特別対策事業</li> <li>・鳥取二十世紀梨記念館魅力向上特別対策事業</li> </ul>
<p><b>2 鳥取砂丘こどもの国の利用者の安全確保について</b>  子育て・人財局（所管課：子育て王国課）  ・監査対象：一般財団法人鳥取県観光事業団（指定管理：鳥取砂丘こどもの国）</p> <p>こどもの国は、低年齢の子供が多く利用する施設であり、利用する皆さんが安心して安全に利用できるようにすることは施設管理の基本である。</p> <p>県と観光事業団の指定管理協定においては、施設・設備の適切な機能維持と利用者へのサービス・安全性を確保するため、専門業者による遊具等の点検や職員による巡回の実施が明示されている。</p> <p>それを受けて、観光事業団では、独自に園内の巡視方法に関する安全点検総括表を作成しているが、H30年度にはそれを改定し点検業務のさらなる見える化を図るとともに、点検結果の記録や情報共有を行い、施設の安全管理の徹底を図っているところである。</p> <p>しかし、来園者の多くは低年齢の子供であり、保護者の管理下であっても思いもよらない行動をとる可能性も否定できない。</p> <p>また、こどもの国の園内は広大で、地形には起伏もあって見通しが利かない場所もあり、管理事務所から遠い場所で、例えば気温が高い時期に子どもが熱中症にかかる可能性や、思いもよらないけがなどをする可能性も考えられるため、緊急時の対応を想定しておく必要がある。</p> <p>観光事業団は、安全管理に万全を尽くしているとはいえ、職員による対応には限界もあるため、施設管理者である県としても、子供の安全対策にはしっかり取り組む必要がある。</p> <p><b>については、県は、施設の安心安全を確保するために、特に低年齢の子供に配慮した安全対策が行き届いているかどうか検証を行うとともに、緊急時に迅速に対応できる仕組みを整備するなど、より充実した対応を検討されたい。</b></p>	<p>遊具等について専門業者の点検を行うことや巡回の実施を協定に位置づけ、施設・整備の機能維持と利用者へのサービス・安全性を確保している。また、平成30年度に園内の巡視方法に関するマニュアルを作成し、点検結果の記録や情報共有を図ることにより、安全管理の強化も図られているところである。</p> <p>現在の巡視方法など協定の内容について指定管理者を通し、一般社団法人日本公園施設業協会（公園にある様々な施設の設計や製造・施工、点検・修繕に関わる企業で構成された団体）に令和2年1月に相談、特に問題なしとの回答があった。</p> <p>令和2年度中に、専門家を招聘し、安全管理に係る施設職員向けの研修を実施するほか、老朽化により危険が生じている遊具の更新等を行うこととしており、引き続き低年齢の子どもの特性を踏まえつつ、園内巡視や遊具の整備等を行っていく。</p>
<p><b>3 移住定住促進事業の取組の拡充について</b></p>	

意見内容	講じた措置
<p>交流人口拡大本部、商工労働部（所管課：ふるさと人口政策課、雇用人材局雇用政策課、鳥取県立鳥取ハローワーク）</p> <p>・監査対象：公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（出資、補助金）</p> <p>公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「定住機構」という。）は、本県へのUターンやIターン、Jターン等による移住を促進する事業や、県外に進学した学生の県内へのUターン就職の促進などの取組を行っているが、その取組は、関西及び首都圏が中心となっている。</p> <p>また、本県内に移住した方は40歳未満の子育て世代が7割を占めており、自然と調和した暮らしや豊かな自然を生かした子育て環境、子育て世代への充実した支援策等に惹かれて移住を決断した方も多い状況であるが、その方々を対象とした説明会や相談会も東京や大阪での開催がほとんどである。</p> <p><b>については、県は、移住を促進するための取組に当たっては、関西や首都圏からの移住に主眼を置くだけではなく、本県出身者や本県への来訪経験者も多い、例えば中・四国地方など他の地域に居住している方への効果的な情報提供等も強化されたい。</b></p> <p>また、移住を促進するに当たっては、移住のきっかけを問わず定住していただくことが重要である。移住に際し定住機構の相談窓口や各種移住支援制度を利用した方々については、移住後の状況を把握することは比較的容易で、定住につながるようなサポートも可能ではあるが、窓口等を利用せず移住してきた方々に対してはそのようなサポートが行き届かないことも心配される。</p> <p><b>については、県は、移住後の定着を促すため、子育て王国をはじめとする本県の住みやすさの情報や、移住の前後を通じて継続的に伝わるような取組や移住後の地域での受入体制等サポートの一層の充実について検討されたい。</b></p>	<p>(1) 関西や首都圏以外の地域への効果的な情報提供について</p> <p>鳥取県への移住者の前居住地は、関西圏・首都圏が約5割を占めていることから、これらの地域をメインターゲットとして取り組んできたところである。</p> <p>効果的な情報提供として、県内外の若者（学生、既卒者、保護者等）に、就職・移住支援等の必要な情報をタイムリーに届けるスマートフォンアプリ「ふるさと鳥取応援アプリ」とりふる」を2月1日から運用開始。登録者数は6,000人を突破（令和2年8月現在）しており、県外に出て行った若者等と鳥取県との関係性を保つための情報を発信し、将来的なI J Uターンにつなげることとしている。</p> <p>また、県外に居住する本県出身者を含めた潜在的な移住希望者（移住潜在層）に向けたインターネット広告配信を始めたほか、コロナ感染拡大を機に、WEB移住相談や、オンラインイベント・ツアーなど、オンラインWEBツールを積極的に活用し、従来の関西圏・首都圏だけでなく全国を対象に移住希望者の裾野拡大に取り組んでいる。</p> <p>(2) 移住後の定着を促すための受入体制等サポートの一層の充実</p> <p>移住の前後を通じた継続的なサポート体制については、まず移住前の段階にあっては、移住相談の最前線に立つ定住機構のコーディネーター（移住相談員等）が、都市にはない鳥取の良さをしっかりと打ち出しながら、子育て支援や住宅情報等の移住者が求める情報を提供し、要望に合った市町村・関係者とのコーディネートを行っている。</p> <p>さらに、移住後は、他県に先駆けて、市町村や地域団体等と連携しながら、移住者に寄り添った受入・定住施策を進めているところである。〈本県が先行して取り組んでいる市町村の移住相談・受入体制の整備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内市町村等の「お試し住宅」数 30件（令和2年7月現在）</li> <li>・ 居住する空き家の水廻りなどの改修支援 39件（令和元年度実績）</li> <li>・ 県内市町村等の移住定住相談員数 28人（令和2年7月現在）</li> <li>・ とっとり暮らし（移住）アドバイザー 79人（令和2年7月現在）</li> </ul> <p>移住者受入支援団体 17団体（うみねこ舎、築</p>

意見内容	講じた措置
	<p>き会、いんしゅう鹿野まちづくり協議会等) (令和2年7月現在)</p> <p>移住者の追跡は、移住相談窓口や各種移住支援制度等の利用者で居住地が把握できている者以外は難しいため、市町村や地域団体等による受入体制やサポート体制をこれまで以上に充実させ、移住者が継続的な交流を行う機会を創出・促進することを目的に、民間(NPO等の団体、個人)又は複数の民間移住支援団体が構成するグループが移住者の定着促進に係る活動を行う際の活動経費を支援することとした。</p>
<p><b>4 大山開山1300年祭を継承したインバウンド施策の強化について</b></p> <p>西部総合事務所(所管課:地域振興局、生活環境局)</p> <p>・監査対象:一般社団法人大山観光局(指定管理:大山駐車場、大山自然歴史館)</p> <p>大山は中国地方の最高峰で、長い歴史と豊かな自然にまつまれた、本県の主要な観光資源である。平成29年度からの3か年をかけて伯耆国「大山開山1300年祭」が行われたが、県はこの機会を捉え、近隣市町村と連携して第3回「山の日」記念全国大会を開催するなど、自然と歴史・文化的な側面も情報発信し、県外においても大山に対する認知度の高まりが感じられるところである。</p> <p>大山圏域には、これまでも境港や米子空港経由で海外から多くの観光客が来訪しているが、DBSクルーズフェリーの運休や米子ソウル便が非運航になる一方で、上海から米子空港への定期便が就航されるなど、海外からの観光客の動向は流動的ではある。このような状況の下、本県では各種の取組がなされているが、一般社団法人大山観光局では中国でのスキー人気の高まりを受けて中国人観光客を想定したスキーツアーの企画などを行われているところである。</p> <p>大山圏域においては、大山開山1300年祭を機に、関係機関が連携して地域の魅力を高め、発信してきたが、今後の地域振興につなげていくためには、境夢みなとターミナルの供用開始により北東アジアゲートウェイとしての機能が高まる境港が近いという地理的条件を活かすとともに、今年開催される東京オリンピック・パラリンピックの訪日客を誘引する取組を行うことはもとより、ワールドマスターズゲームズ2021関西も視野に入れるなど、引き続き関係機関それぞれが行う取組を有機的に連携していくことが重要である。</p>	<p>大山開山1300年祭による成果を継承、さらに発展させるため、インバウンドを含めた広域観光連携組織として平成31年「大山山麓・日野川流域観光推進協議会」(以下「山麓協」という)を設立し、さらに令和2年に琴浦町、倉吉市も加わるなど広域的取組が可能となる体制を整備したところである。</p> <p>現在は、国際情勢の変動や新型コロナウイルス感染症の世界的流行などにより、人の移動が制限されるなどインバウンドをめぐる環境が劇的に悪化している。</p> <p>特に米子鬼太郎空港の国際定期便は、ソウル便、香港便及び上海便が昨年秋から今年春にかけて運休し、また国際定期貨客船も運航停止となり、県内のインバウンドへの影響は甚大なものとなった。</p> <p>このような状況下ではあるが、ウィズコロナ・アフターコロナにいち早く対応するため、また受け皿となる地域資源のブラッシュアップや広域連携を図っていくために、山麓協が国(観光庁)の「観光地における新規市場の開拓・多角化に向けた実証事業」に応募し令和2年5月に採択された。</p> <p>この事業を活用し、大山開山1300年祭の展開や山麓協の事業を通じて磨き上げ・創出などがされてきた観光素材(日本文化・歴史、自然体験、食など)等を活かした新たなツアーの造成に向けた取組(素材の磨き上げやSNSを活用したプロモーション、モニターツアーの準備等)を行っている。</p> <p>現在、コロナ禍で運休、非運航となっているソウル、上海、香港便等の早期再開に向けて県等において航空会社や旅行会社との関係を維持しながら協議しているところである。また、誘客の多角化のため、これまでも来県数の多い</p>

意見内容	講じた措置
<p><b>ついては、県は、大山開山1300年祭による成果を引き継ぎ、インバウンド対策を含めた地域振興策のより積極的な展開を図りたい。</b></p>	<p>台湾とのチャーター便の運航、ベトナムをはじめとした東南アジア、さらには欧米からの誘客を積極的に推進していくことにしている。</p> <p>北東アジアゲートウェイという地理的優位性を活かし、造成されたツアー商品を観光商品として販売するなど、訪日客にとって魅力的な地域となるよう、来るべき新型コロナウイルス感染症の終息を見据えたインバウンド対策に取り組んでいく。</p>